

長野市社会事業協会公告第1号

一般競争入札の執行について

社会福祉法人長野市社会事業協会が発注する建設工事について、長野市社会事業協会経理規程第72条の規定により、次のとおり公告する。

令和2年9月24日

社会福祉法人長野市社会事業協会
理事長 横地 克己

1 入札対象工事

- (1) 工事名 グループホーム
(仮称)「いなばハイム」建設工事
- (2) 工事場所 長野市大字稲葉 2305-3・2305-6
- (3) 工事概要 木造平屋建て 延床面積 130.01 m²
- (4) 工期 契約日から令和3年3月20日まで

2 入札の条件

長野市建設工事等競争入札参加資格を有する者で、次に掲げる条件をすべて満たしていること。

- (1) 長野市内に本店が所在していること。
- (2) 長野市建設工事等競争入札参加資格の建築一式工事の資格を有していること。
- (3) 長野市建設工事等入札参加者指名停止等措置基準の規定による指名停止期間中でないこと。(申請書受付日から入札日までの間に指名停止の措置を受けていないこと。)
- (4) 令和元・2年度の長野市建設工事等競争入札参加資格審査時に提出された経営事項審査結果通知書の建築一式工事の等級がBであること。
- (5) 2級建築士又は2級建築施工管理技士以上の資格者を配置できること。

3 入札参加資格の確認

- (1) 本工事の入札に参加を希望する者は、次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を提出し、本工事に係る競争参加資格の確認を受けなければならない。

なお、申請書等はすべてA4サイズとし、ア～ウの順に整え1部提出すること。

ア 競争参加資格確認申請書

イ 技術者報告書（資格者証の写しを添付すること。）

ウ 経営事項審査結果通知書の写し

(2) 申請書等の提出先

長野市若里6丁目6番14号

長野市社会事業協会

(3) 入札参加申込

令和2年9月24日から令和2年9月30日までに、申請書等を持参すること。（午前9時から午後4時まで）

(4) 確認結果

令和2年10月2日までに申請者に通知する。

(5) 入札参加資格者と認められなかった者の理由については、別途通知する。

(6) 申請書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(7) 申請書等の虚偽の記載をした者は、入札に参加できない。

4 契約条項等

(1) 長野市契約規則（以下「規則」という。）、長野市建設工事等入札心得（以下「入札心得」という。）及び長野市工事請負契約約款（以下「契約約款」という。）は、財政部契約課（長野市役所第1庁舎4階）において閲覧できる。

(2) 長野市社会事業協会経理規程は、長野市社会事業協会事務局（児童発達支援センター「にじいろキッズらいふ」2階）で閲覧できる。

(3) 本工事の請負契約は、契約書の作成を要する。

5 設計図書等

(1) 設計図書の閲覧

本工事に係る設計図書を次のとおり閲覧に供する。

閲覧場所 長野市若里6丁目6番14号

長野市社会事業協会 事務局

閲覧期間 令和2年9月24日から令和2年9月30日まで

（土曜日、日曜日及び祝日を除く）

閲覧時間 午前9時から午後4時まで

(2) 設計図書の頒布

本工事に入札参加資格があると認められた者に設計図書を次の場所にて頒布する。

頒布場所 長野市大字稲葉字中千田沖2189番地4

(株)グローバル企画設計

電話 026-226-1306 FAX 026-226-9801

頒布期間 令和2年10月2日から令和2年10月7日まで
(土曜日、日曜日及び祝日を除く)

頒布時間 午前10時から午後4時まで
(正午から午後1時までを除く)

- (3) 現場説明会を行わない。
- (4) 質疑応答に関する事項
 - ① 質疑応答はすべて質疑書(様式は定めない。)をもって行う。
 - ② 質疑書の提出期限
令和2年10月8日 午後4時まで
 - ③ 受付方法 上記(株)グローバル企画設計へFAX送信すること
- (5) 質疑書の回答
 - ① 日時 令和2年10月12日
 - ② 回答方法 FAXにて回答

6 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 入札
令和2年10月15日 午前10時から
長野市社会事業協会 事務局(にじいろキッズらいふ内)2階 多目的ホール
(長野市若里6丁目6番14号)
- (2) 開札
同上(入札終了後直ちに行う。)

7 最低制限価格の設定

不設定

8 入札保証金

入札金額の100分の5以上の額。ただし、長野市社会事業協会理事長が契約を締結しないこととなる恐れがないと認めたものは、免除する。

9 契約保証金

契約金額の100分の10以上の金銭的保証とする。

10 前払金の適用

無

11 部分払金の適用

無

12 入札事項など

- (1) 入札は、規則及び入札心得の規定に準じて行う。ただし、入札回数は2回までとし、2回の入札によっても予定価格に達しないときは、2回目の最低入札者と随意契約にすることができる。この場合の見積回数は1回を限度とする。
- (2) 規則及び入札心得の「入札の無効」に該当した者は失格とし、再度の入札には参加できない。
- (3) 入札開始後、入札会場に到着した者は入札に参加できない。
- (4) 入札者が1者の場合も有効とする。

13 工事内訳書の提示

必要に応じて提示を求める。

14 異議の申立て

入札を行った者は、入札後は、規則、入札心得、契約約款、設計図書、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることができない。

15 管理技術者の確認

落札者決定後、配置技術者に関する違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、病休・死亡・退職等極めて特別な場合でやむを得ないとして承認された場合のほかは、申請書の差し替えは認められない。病気等特別な理由により、やむを得ず配置技術者を変更する場合は、当初の配置技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

* 問い合わせ先

長野市社会事業協会 電話 026-217-7800